滞納整理計画等の状況 (その1)

_	/177	柳笠	理	計画等((その1)					ਜ਼ ਦੇ 4	77. 在				1
				**	平成2	:8年度	現年課税	立事群4	告(回/年)		電話催告(注		27年度	Kfa :	戸徴収(注:	2)	
				基本方針 又は滞納	交渉記録	大口滞納	分の滞納	入音座		平日		Ī	(日/月)	EUD 1		<u>イ</u> チ)	
				整理計画 の策定	(処理てん 末)の作成	者リストの 作成	整理着手 時期 (月)	催告書	差押 予告書	上日 昼間 (注1)	夜間 (件/年)	休日 (日/年)	平日昼間	夜間	休日	一斉	遠隔地
1	千	葉	市	0	0	0	随時	随時	随時	0	不明	不明	不明				不明
2		子	市	0	0	0	9	9	随時	0	随時	随時				24	
3		川 +本	市士	0	0 0	0	10	5	随時	0	不明	12					9
5	/3H	橋 山	市市	0	0 0	0 0	4 8	3 4	随時 随時	O ⊚	不明	22			1		
6	1-:-	<u>出</u> 更津		0	0	0	8	2	随時	Ö		40	1	21	40	30	
7	松	戸	市	0	0	0	翌年3	随時	随時	0							
8	野	田	市	0	0	0	9	10	随時	0	713	52	1				
9		原	市	0	0	0	11	2	随時	0	随時	12	1				
	成佐	<u>田</u> 倉	市市	0	0 0	0	10 10	随時 2	随時 2	0	3,619	6	不明 10		3	5	30
12		金	市	0	0	0	9	6	随時	0			2	8			30
	旭	_	市	Ö	Ö	Ö	10	8	240	0	168		2	_		3	
14	1-	志 野		0	0	0	随時	3	随時	0			随時				12
P	柏		市	0	0	0	6	随時	随時	<u></u>	198	6	<u>-</u>				
16	勝市	浦 原	市市	0	0 0	0	7 8	3 随時	随時 随時	0	150 9,287	22	5	2			11
	流	原 山	市	0	0 0	0	8 12	20	2	0	3,207						
	八	千 代	-	Ö	Ö	Ö	6	3	随時	0			随時			1	不明
20	我	孫子			0	0	5	4	随時	0							
21	鴨	川	市	0	0	0	9	3	随時	0	500	1	7			23	
22		ケ 谷 津	市市	0	0 0	0 0	12 8	3 5	3 5	0	随時	随時	随時	随時	1 随時	4	
24	l .	津	市	0	0	0	10	5	随時	Ő	随時	2	1 1	随時	2 2	5	
25		安	市	Ö	0	0	12	3	2	∆⊚	300	52	14	4	52	4	
26		街道		0	0	0	10	4	随時	Δ	[4	1	随時	4		2
	袖	ケ浦		0	0	0	9	随時	随時	0	随時	1	随時	_		9	9
28	八印	街 西	市市	0	0 0	0 0	12 5	3 3	随時 随時	(O)			随時 2	8	10	22	2
	白	井	市	0	0	0	11	2	随時	0	随時	12	随時		12		6
31	+	里	市	0	0	0	10	2	随時	0		7					
32	南	房 総	-	0	0	0	9	3	随時	0	45		1	2	2	5	6
33		瑳	市	0	0	0	9	3	随時	0	240		1	D+ D+	1	37	
	香山	取 武	市市	0 0	0	0 0	7 8	6 10	随時 随時	(O)	200 945	7 21	随時 随時	随時	随時 2	2	随時
		すみ		0	0	0	3	4	1	Ö	随時	12	3		4		4
37	大	網白里	∄市	0	0	0	9	3	1	Δ			16		1	1	10
		々 井		0	0	0	10	6	4	0	164	3	1		3	3	随時
	栄神	崎	町町	0 0	0 0	0 0	6 7	1 3	随時 2	0	100		1 3	40		5	10
	多	古	町	0	0	0	8	4	随時	0	100		4	6		J	随時
	東	庄	町	Ö	Ö	Ö	4	3	随時	Ö	随時		3	随時		7	1
		十九里		0	0	0	11	3	随時	0		12	随時		3		随時
	芝	世	町	0	0 0		9	2	16	0	D+± n+	10	1	_	_	_	
,	横	芝 光 宮	町町	0	0	0.0	6 12	8 随時	3 随時	0.	随時	12	3 5	2	2	2 20	2
	睦	沢	町	0	0	0	8	随時	随時	0	300	20	10	8	10	20	3
48	長	生	村	0	0	0	7	随時	随時	Δ	30		3	60		30	10
	白	子	町	0	0	0	6	随時	随時	0	随時		5			30	
	長	柄	町	0	0	0	11	随時	随時	0	不明		4	10		20	0.5
	長大	南 多 喜	町町	0 0	0 0	0 0	11 7	2 随時	随時 随時	0	不明 随時		7 8	12 14		32 2	25 5
	御	を言	町	0	0	0	9	2	随時	0	237		1	10		_	9
	鋸	南	町	0	0	0	9	3	随時	0	347	1	2		1	10	
	市		計	35	37	36		37	37		22	21	26	10	16	15	15
	町		計	17	17	16		17	17		12	5	17	10	5	11	11
	県		計	52	54	52 代替的によく	(- - 2	54	54	/ 181 4	34	26	43	20	21	26	26

⁽注1)【○・・・臨戸数が限られるので代替的によくする。△・・・臨戸中心なのでほとんどしない。◎・・・差押中心なのでほとんどしない。】

(注2) 電話催告及び臨戸徴収の件数、日数は概数の場合を含む。 また、数値欄の「〇」記号は、実施しているが回数の把握はしていないもの。

滞納整理計画等の状況 (その2)

		MLAI #5 = = -5 1 1 4 4				雷纵垒埋				
		滞納整理の応援体制	管外への滞納整理 出張先 a a a a a a a a a a a a a a a a a a a							
	日/年	対象職員の範囲	県内	県外 (関東)	県 外 (関東以外)	回数 (回/年)	日数 (日/年)	延職員 数 (人)		
1 千 葉 市 2 銚 子 市	ī 24	政策企画部に所属する管理職(税務課の所属する部)				不明	不明	不明		
3 市 川 市 4 船 橋 市 5 館 山 市	ī			0	0	3	9	6		
6 木 更 津 市 7 松 戸 市 8 野 田 市 9 茂 原 市 10 成 田 市	ī ī	木更津市市税等徴収対策本部を設置し、8課で応援体制をとっている。								
11 佐 倉 市 12 東 金 市	ī 5	税務部内の他課	00	0		30 61	30 30	60 55		
13 旭 市 14 習 志 野 市 15 柏 市	ī		0	0		12	12	24		
16 勝 浦 市 17 市 原 市 18 流 山 市	ī	主事~課長	0	0		8	11	16		
19 八 千 代 市20 我 孫 子 市	ī ī		0			随時	不明	不明		
21 鴨 川 市22 鎌 ケ 谷 市23 君 津 市	ī	臨戸徴収:課税課及び国民健康保険課職員。ミラーズロック立会人:管理職。								
24 富 津 市 25 浦 安 市 26 四 街 道 市	<u> </u>	本庁舎勤務職員 健康こども部・福祉サービス部	0			2	2	12		
27 袖 ケ 浦 市 28 八 街 市	ī 4	国保賦課担当課の職員全職員	000	0		1	9	18 22		
29 印 西 市 30 白 井 市	12	課税課、保険年金課	0	0		6	6	12		
31 富 里 市 32 南 房 総 市 33 匝 瑳 市 34 香 取 市	ī 5 ī 41	富里市市税等徴収対策本部特別対策事業協力職員課長補佐相当職以上 ・課内 他班職員・全庁 課長級職	0	0		6	6	12		
35 山 武 市36 いすみ市	ī 4	税務課内の他班	0	0		随時 4	随時 4	4 40		
37 大網白里市 38 酒 々 井 町		全庁職員対象に2名1組で23班 管理職、稅務事務経験職員、会計課、収稅担当以外の稅務住民課職員(課稅、戸籍、国保、年金担当の職員)	0 0	0		10 随時	10 随時	20 随時		
39 栄 町40 神 崎 町	随時	国民健康保険担当者・後期高齢者医療保険担当者・介護保険担当者) 0	O		10	10	20		
41 多 古 町		国保税徴収のための夜間臨戸時に住民課国保年金係の職員と連携している。	0			随時	随時	4		
42 東 庄 町 43 九十九里町 44 芝 山 町	3	税担当以外の課員 住民課国保年金係	0 0	0		1 随時	1 随時	2 不明		
45 横 芝 光 町 46 一 宮 町	5 7 20	住民課国保年金班 課税部門職員		0		1	2	6		
47 睦 沢 町 48 長 生 村 49 白 子 町	30	管理職(一斉臨戸徴取、年3回実施、1回あたり10日間) 係長以上の職員	0 0			3 10	3 10	6 20		
50 長 柄 町	Г 10	税務課全員にて夜間電話催告	0			25	25	3		
52 大多喜町53 御宿町	Г 3	6級職以上 国民健康保险 介護保険 後期京齢者医療保険の名様	000	0		5 7	5 9	11 22		
54 鋸 南 町 市 計 町 村 計	15	国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の各係	13 10	9 5	1 0					